

ごみの焼却

◆屋外でのごみの焼却は原則禁止

ごみの焼却は、一定の条件を満たす焼却炉や、伝統行事などでの場合を除き、都条例で原則禁止されています。

これは、ダイオキシン類などによる健康や生活環境への被害を防止するためです。

◆焼却炉での焼却を規制

焼却炉は、焼却能力などの規模と、ばいじんやダイオキシン類の排出量が、都条例や法律で規制されています。

また、排出されるガスに含まれるダイオキシン類などの濃度を年1回以上測定し、知事へ報告することになっています。

◆近隣に配慮し、快適な生活環境の維持にご協力を

ごみや落ち葉などは、焼却すると悪臭がしたり洗濯物に汚れが付いたりして、近隣に迷惑がかかることがあります。

落ち葉やせん定枝などは、市が無料で収集していますので、可燃ごみの日に出してください(1回で出せる量に制限あり)。ごみは燃やさず、適正な処理にご協力ください。

☆詳しくは、環境保全係へ。

障害者差別解消法では、障害のある人もない人も、互いに認め合い、共に生きる社会を目指しています。これにより、行政機関や会社・店舗などに対して次のことが求められます。

止 ◎**不当な差別的取り扱いの禁止**

正当な理由なく、障害があることを理由にアパートの賃貸契約を断ったり、店舗への入店を拒否したりすることなどは、不当な差別に当たります。

◎**合理的配慮の提供**

視覚障害のある方には書類

障害者差別解消法に関するパンフレットを配布

の内容を読み上げたり、聴覚障害のある方には筆談を行ったりするなどの配慮が必要です。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

この法律に関するパンフレットを、市役所障害福祉係、東部出張所、あいぱっく、各市立会館などで配布しています(市ホームページからダウンロードも可)。

☆詳しくは、障害福祉係へ。



エロドライブ 教習会を開催



環境にやさしい運転について、講習や実践を通して学びます(参加費無料)。

◇日時 1月23日(水)の午前

9時～午後0時30分、また

は、午後1時30分～5時

◇場所 拜島自動車教習所(福

生市)と周辺道路

◇対象 運転免許証をお持ち

の方

◇定員 各3人(多数抽選)

◇持ち物 運転免許証

☆申し込みは、12月17日～1月

11日に環境課計画推進係へ。

平成31年度学童クラブの支援員、補助員を募集

学童クラブの支援員、支援員を補助する補助員、障害のあるお子さんの所属する学童クラブに配置される障害加配補助員を募集します。

【支援員】

◇勤務日 月～土曜日のうち週5日(30時間/土曜日は隔週勤務)

◇勤務時間

*学校授業日＝午前11時30分～午後6時30分(超過勤務あり)

*土曜日、学校休業日＝午前8時～午後3時(超過勤務あり)

◇賃金 月額16万4900円(賞与あり)

【補助員、障害加配補助員】

◇勤務日

*補助員＝月～土曜日のうち週3

～4日(土曜日は隔週勤務)

*障害加配補助員＝月～金曜日の週5日(児童の出席状況により、変更や土曜日勤務あり)

◇勤務時間

*学校授業日＝午後1時～6時30分のうち4時間30分程度

*土曜日、学校休業日＝午前8時から最長9時間程度

◇賃金 時給990円～1040円

【共通事項】

◇対象 保育士または教員(幼稚園教諭を含む)の資格、放課後児童支援員認定資格研修了証のいずれかを持つ方

※資格のない方は、相談に応じません(補助員、障害加配補助員のみ)。

◇契約期間 4月から1年間(勤務状況により更新あり)

◇勤務場所 市内の学童クラブ

◇申し込み 12月17日～1月15日の平日(年末年始を除く)の午前9時～正午、午後1時～5時に配布する申込書を、本人が社会福祉事業団事務局(市役所内)へ

※申込書は、社会福祉事業団ホームページからダウンロードもできます。

☆詳しくは、社会福祉事業団事務局 ☎519-8455

へ。

